

県外建設業者用 入札参加資格審査申請の手引き（追記）

新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の猶予（消費税及び地方消費税）又は特例による徴収猶予（県税）を受けている場合の納税証明書の取扱いについて

（提出必須）

- 1 消費税及び地方消費税の納税証明書の写しについて、納税の猶予を受けている場合は、納税証明書の写しに代えて、**納税の猶予許可通知書の写し**を提出することができます。

※ただし、「該当条項」に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による猶予であることが記載されており、審査基準日時点で猶予期間が満了していないものに限る。

（和歌山県内に建設業法上の営業所を有する場合に提出）

- 2 和歌山県税の納税証明書の写しについて、「徴収猶予中のもの」にチェックが入っている場合、備考欄において新型コロナウイルス感染症の影響によることが確認できるものに限ります。